

令和5年
12月15日号
広報
No.731

あきる野

今号の主な記事など

- 年末・年始の市役所や施設などの業務…2面
- 市の人事行政の運営などの状況…6・7面
- 第16回秋川溪谷観光デジタルフォトコンテスト【秋・冬の部】開催…10面



消防操法大会



産業祭

あなたの大切な人、
地域を守るために

消防団員募集



総合防災訓練



産業祭

消防団は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、地域住民の安心・安全のために日々活動しています。災害に強いまちづくりのためには、このまちに暮らすあなたの力が必要です。○問合せ 地域防災課防災係(直通533-2007)

消防団とは

○消防署と消防団の違い

消防署は、常勤の職員が勤務していますが、消防団は仕事を持ちながら、地域のために活動している方で組織されています。

○入団できる方

市内在住または在勤の満18歳以上から満40歳までの健康な方です。消防団員の定年は、満40歳です。

○手当と報酬など

消防団員には、災害活動や訓練に出動した場合の出動報酬や団員報酬があります。また、5年以上消防団員として勤務していた方には、退職金が支給されます。

○身分とけがをしたときの補償

消防団員は、まちを守るために活動する非常勤特別職の地方公務員という身分です。活動中にけがをしたときには、公務災害補償を受けることができます。

消防団の主な活動

○災害時の活動

火災発生時の消火活動や台風などの自然災害時の警戒など

○平常時の活動

- 防火啓発活動
- 消火・防災訓練
- 応急手当の指導など
- 上級救命講習の受講
- 消防団員の知識の習得と技術の向上のための各種訓練(2年に1度、消防技術を審査する消防操法大会を実施しています)

消防団の体制

市の消防団は、団本部及び第1分団から第7分団までの7個分団23部で編成しており、各分団の活動区域は決まっています(表のとおり)。団員数の定員は506人となっていますが、12月1日現在、289人で217人不足しています。



表

名称	区域
第1分団	雨間、秋留一丁目、秋留二丁目、秋留三丁目、秋留四丁目、秋留五丁目、野辺、小川、小川東一丁目、小川東二丁目、小川東三丁目、平沢、平沢東一丁目、平沢西一丁目、二宮、二宮東一丁目、二宮東二丁目、二宮東三丁目、切欠および秋川六丁目
第2分団	草花、原小宮、原小宮一丁目、原小宮二丁目、菅生、瀬戸岡、秋川三丁目、秋川四丁目および秋川五丁目
第3分団	引田、淵上、上代継、下代継、牛沼、油平、秋川一丁目および秋川二丁目
第4分団	山田、上ノ台、網代、伊奈、横沢および三内
第5分団	五日市、小中野、小和田、留原、高尾、館谷、入野、深沢および小峰台
第6分団	戸倉
第7分団	乙津および養沢

世帯と人口

— 令和5年12月1日現在 —

世帯 37,186世帯(前月比 49世帯増) 人口 79,550人(前月比 20人減) 男 39,600人 女 39,950人

広報あきる野は、毎月1日と15日に新聞折込と個別配布でお届けしています。市内に住所があり、折込対象の新聞を購読していない方は、市に個別配布をお申込みいただければ、無料でお届けします。また、市のホームページでもご覧になれます。詳しくは、市長公室にお問い合わせください。

再生紙を使用しています